

日田市企業立地促進条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

平成 30 年第 1 回日田市議会定例会に提出した日田市企業立地促進条例及び日田市税特別措置条例の一部を改正する条例が可決され、改正条例を公布したことから、所要の措置を講ずること。

2. 内容

失効期限の延長及び通信回線使用料の助成を明記するなど、所要の規定の整備を行うこと。

3. 施行の時期

公布の日（平成 30 年 3 月 27 日）から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。